

日本酒等の地域資源を活用した「飲食セットクーポン冊子」作成業務委託 仕様書

1 業務の名称

日本酒等の地域資源を活用した「飲食セットクーポン冊子」作成業務(以下「本業務」という。)

2 業務の目的

大阪・関西万博の開催で高まった観光や地域回遊の需要を、万博終了後も地域経済に継続的に波及させるため、阪神南地域(尼崎市・西宮市・芦屋市。以下「管内」という。)のひょうごフィールドパビリオンを活用したツーリズムで地域の魅力を発信し、飲食店等への誘客を促す「ちょい飲み手帖(クーポン冊子)」を作成する。

3 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日(水)まで

4 業務内容

管内において、1,300～1,500円程度で酒類及び一品物のメニューをセットで提供する飲食店等を紹介する冊子を作成する。

(1) 冊子の要件

- 掲載店舗数 60店舗以上
- 掲載店舗エリア
以下のいずれかのエリアにある店舗について掲載すること。
 - ・ 管内の各主要駅から徒歩10分圏内
※各市1駅は必ず掲載すること。
- 店舗別掲載内容
 - ・ 営業時間、定休日
 - ・ クーポン冊子利用可能時間、曜日
 - ・ 店舗の特徴
 - ・ 1,300～1,500円程度で提供できるメニュー
 - ・ 店舗アクセス情報
 - ・ 各店舗のGoogleマップへリンクする二次元コード
 - ・ 店舗外観、料理の写真 等
※写真内に日本酒(瓶、徳利、お猪口等)を入れること。
 - ・ 灘五郷の日本酒を提供する店舗においては、取扱店であることが一目でわかるマーク等を掲載すること。
 - ・ 各店舗の位置を分かりやすくするため、掲載店マップのページ番号、下記のマップ番号を掲載すること。
- その他掲載内容
 - ・ 掲載店マップ
各掲載店の位置を示した地図を掲載すること。なお、店舗別掲載ページから店舗を探しやすいマップとなるよう工夫すること。例として、マップに番号を振り(例:①芦屋、②西宮、③尼崎)ページ番号とマップ番号の組み合わせで表示する。(例:「P10 - ①」)
 - ・ フィールドパビリオンPR
 - ① フィールドパビリオンの紹介
 - ② フィールドパビリオンマップ
各スポットの位置を示した地図を掲載すること。
 - ③ 地域活性化の視点を反映した構成
フィールドパビリオンを核とした地域回遊促進を図るため、冊子の構成・デザイン・掲載情報を、地域資源との連携が分かりやすい内容となるよう工夫すること。

【管内のフィールドパビリオン】

- ① 「西宮郷・今津郷」SAKEツーリズム ～灘の酒造産業を支える奇跡の「宮水」と受け継がれる日本酒文化×SDGsを体感～
- ② 尼崎運河クルーズツアー
- ③ Pick up あまがさき 自分で見つけるフィールドガイド
- ④ 都市農業の魅力「完熟いちご体験」～いちご狩り・摘みたていちごの直売所～
- ⑤ 西宮・尼崎の地域の農産品を使って「食」と「健康」を考える「薬膳」調理体験
- ⑥ 見て、触れて、貝の不思議を体験しよう
- ⑦ 和ろうそく手造り+絵付け体験
- ⑧ ヨドコウ迎賓館で学ぶフランク・ロイド・ライト建築

※令和8年1月末時点では8件が認定済みですが、作成時点で認定されているコンテンツを全て掲載すること。

○ 掲載条件

- ・ 1,300～1,500円程度で酒類と一品物又は軽食のお得なセットメニューを提供できること。
- ・ 以下の①～②の全てに該当する店舗であること。

① 居酒屋やバーなど、酒類提供がある店舗

② 法令及び公序良俗に反しない店舗

※ 店舗の掲載に当たっては、以下のことにも留意すること。

- ・ 兵庫県阪神南県民センター(以下「委託者」という。)から指定した店舗については優先的に掲載を行うこと。

- ・ 日本酒以外のアルコール類の提供も可とするが、日本酒提供店舗を優先すること。

- ・ 以下の食品・メニューは、食中毒リスクや法令違反のおそれがあるため、掲載を不可とする。

a.中心部まで十分な加熱がなされていない鶏肉(例:鳥刺し、鶏刺身、鶏タタキなど)、牛の肝臓(例:牛の生レバー)、豚の生肉

b.その他、肉に限らず、食中毒リスクが高く、法令違反のおそれがある食品

○ 提供メニューの期間

掲載するメニューについては、令和8年9月1日(火)～令和9年1月31日(日)まで提供すること。

○ 製作部数 10,000部

○ 冊子体裁 最大A5変形版(210×125mm)程度
75～80頁程度

※各店舗ごとに1頁確保すること。

○ 納期 令和8年8月25日(火)

(2)委託業務の内容

- ・クーポン冊子に掲載する店舗との交渉(クーポン冊子利用期間中の店舗との調整を含む。)
 - ・店舗の選定・取材・撮影・原稿制作・校正・校閲
 - ・印刷・製本
 - ・企画提案内容を踏まえた、配送・納品
 - ・クーポン冊子利用状況(利用者・掲載店舗)の調査
- ※調査率を上げるための手法について提案、実施すること。

(3) 業務費(限度額・税込)

¥3,454,000-

※本業務の執行は、関係予算の議決を条件とする。

(4) 業務管理

ア 実施体制

本業務の遂行に当たって、業務実施体制及び連絡窓口を明示するとともに、実務担当者を定めること。また、本業務を確実に遂行するため、業務全体の責任者及び個別業務ごとの責任者・担当者を明示すること。

イ 業務計画書

契約締結後、本業務における作業項目、スケジュール及び業務管理方法等を記した「業務計画書」を作成し、委託者と協議すること。

(5) スケジュール(概要)

契約締結	令和8年6月
店舗選定・調整	令和8年6月～8月
納品	令和8年8月25日(火)
配付・利用期間	令和8年9月1日(火)～令和9年1月31日(日)
実績報告書提出期限	令和9年4月9日(金)

(6) その他

上記以外にも効果的と考えられる項目があれば委託者へ随時提案すること。なお、その採否については、委託者と受託者で協議の上決定する。

5 納品

(1) 冊子本体

指定されている方法で納期までに成果物を納品すること。

(2) 実績報告書

本業務を完了後、令和9年4月9日(金)までに実績報告書を提出すること。

電子媒体・紙媒体 各1部。

※Microsoft Word, Excel, Powerpointで開くことができるデータファイル形式

※クーポン冊子利用状況調査結果についても報告すること。

(3) 納品・提出先

兵庫県阪神南県民センター県民躍動室総務防災課

(〒660-8588 尼崎市東難波町5-21-8)

6 業務実施上の留意事項

(1) 契約の締結

ア 本企画提案は受託者を選定するために行うものであり、業務内容は改めて委託者と受託者において協議し、契約締結時の仕様書に反映する。

イ 本業務の目的達成のため、委託者の指示により、仕様書の内容の追加・変更を行う場合がある。

(2) 費用負担

本業務に必要な経費は、著作権使用料(画像等の著作権使用料含む。)、執筆・監修謝礼、連絡調整等に係る費用も含めて全て契約金額に含むものとする。

(3) 対象外経費

以下の経費は本業務の対象外経費とする。

- ・土地、建物の取得に係る経費
- ・物品、施設や設備を設置又は改修する経費

- ・受託者の本来業務に係る経費
- ・その他本業務との関連性が認められない経費
- ・領収書等により委託業務として支払ったことが明確にできない経費
- ・業務委託期間以外に支出した経費

(4) 業務の進捗管理

本業務の進め方について、受託者は、委託者と密に協議、連絡調整を行い、適切なスケジュール管理を行うこと。

(5) 成果物の利用(二次利用)

本業務の成果物の著作権は兵庫県に帰属するものとし、兵庫県は本業務の成果物を、自ら使用するために必要な範囲内において、随時利用できるものとする。なお、第三者が権利を有する著作権については、受託者が業務履行に関わる全ての著作権について利用承諾を得ることとする。

(6) 機密の保持

受託者は本業務を通じて知り得た情報を契約以外の目的に利用し、第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏洩、滅失、毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた、同様とする。

(7) 個人情報の保護

受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合、兵庫県個人情報保護条例を遵守しなければならない。

(8) 著作権・肖像権

- ア 受託者は、成果物が他社の所有権や著作権を侵害しないことを保証すること。制作に関して著作権の許諾等が必要な場合は、受託者において手続を行うこと。
- イ 受託者は、使用する映像・写真の被写体が人物の場合、肖像権の侵害がないようにすること。また、その他の映像・写真(風景・図画等)を使用する場合も、著作権の侵害に留意すること。

(9) 再委託

本業務の全部又は主体的部分(総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分)を一括して第三者に委任し、又は請け負わせること(以下「再委託」という。)はできない。

また、本業務の一部を再委託してはならないが、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名及び再委託を行う業務の範囲等を記載した再委託の必要性が分かる書面を委託者に提出し、委託者の書面による承認を得た場合は、委託者が承認した範囲の業務を第三者(以下「承認を得た第三者」という。)に再委託することができる。

なお、再委託をする場合は、再委託した業務に伴う承認を得た第三者の行為について、受注者は委託者に対し全ての責任を負うものとする。

(10) 協議

受託者は、本業務の実施に関してこの仕様書に記載のない事項又は本業務の実施に関して疑義が生じた場合は、委託者と協議し、その指示に従う。

(11) 法令遵守

本業務の実施に伴い、適用を受ける法令、規定、基準、指針等については、これを遵守し、遺漏のないようにすること。

(12) その他

- ア 受託者は、やむを得ない事情により、本業務を実施することが困難となったときには、遅滞なくその旨を委託者に連絡し、その指示に従うこと。

イ 本仕様書は、本業務の内容について示すものであるが、受託者は、仕様書に記載のない事項であっても、業務の性質上当然実施しなければならないもの及び本業務の遂行に必要な事項は全て実施するものとし、これを従事者に周知徹底の上、業務遂行に当たること。